

# 子ども・子育て支援法等の施行に伴う条例の制定について

(仮称)北広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例

(仮称)北広島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め  
る条例

(仮称)北広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

## 1 条例制定の趣旨

一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会を目指して、平成 24 年 8 月に子ども・子育て  
関連 3 法が成立しました。

この法律に基づき、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て新制度」がスタートする予定です。  
新制度では、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支  
援の充実を図ることとなっています。

その中で、施設や事業の設備・運営に関する基準について、国の定める基準(省令)を踏まえ、  
自治体ごとに条例を定めることとなりました。

条例の制定に当たり、省令の基準に従い定めるべきもの(従うべき基準)と、政省令で定める  
基準を参考にして定めるべきもの(参酌すべき基準)が規定されています。

### 【定義】

従うべき基準	必ずそうしなければならない基準。基準に従う範囲内で、地域の実情 に応じた内容を定めることは許容されるが、異なる内容を定めること はできない。
参酌すべき基準	自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容 を定めることができるもの。

### 【国の定める基準(省令)】

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成 26 年内閣府令第  
39 号)

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成 26 年厚生労働省令第 63 号)

## 2 条例として制定する基準

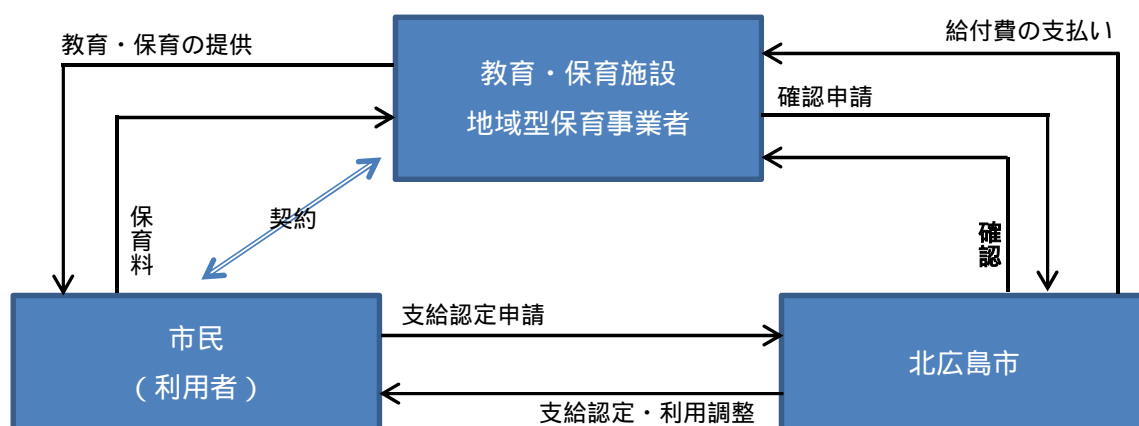
### (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

(子ども・子育て支援法第34条第2項、第3項、第46条第2項、第3項)

認可を受けた施設・事業者の中で、教育・保育給付の対象となる施設・事業者を確認するための基準となるものです。

#### \* (参考) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業について

市は、教育・保育給付の実施主体となります。保護者の申請を受けた市は、支給認定を行い、子どもが利用する特定教育・保育施設や特定地域型保育事業者に給付費(委託費)を支払います。



\*ただし、保育園はこれまでどおり利用者と市の契約となります。利用者は市に保育料を支払い、私立の場合、市は保育園へ委託費を支払います。

### (2) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

(児童福祉法第34条8の2第1項)

放課後児童健全育成事業(学童クラブ)を行う事業者が遵守すべき基準となるものです。

\*放課後児童健全育成事業(学童クラブ)は、保護者が就労などの理由で昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後や学校休校日に家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を通して児童の健全育成を図るものです。

### (3) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

(児童福祉法第34条の16第1項)

事業を認可する際の基準となるものです。対象事業は次のとおりです。

家庭的保育事業

保育者の居宅内などで、5人以下の0~2歳児に保育を提供する事業

小規模保育事業

定員 6 人以上 19 人以下の小規模な保育施設で、0～2 歳児に保育を提供する事業

事業内保育事業

事業者が主に雇用する労働者の子どものほか、地域で保育を必要とする子どもにも保育を提供する事業

居宅内訪問型保育事業

保育を必要とする子どもの居宅で、0～2 歳児に保育を提供する事業

\* 子ども子育て支援新制度における施設・事業の種類

施設・事業の種類		認可（認定）主体	確認主体	給付（財政措置）
教育・保育施設	認定こども園 幼保連携型	北海道	北広島市	北広島市
	認定こども園 幼稚園型 保育所型 地方裁量型			
	幼稚園			
	保育所			
	家庭的保育事業等			
家庭的保育事業				
小規模保育事業				
事業所内保育事業 居宅訪問型保育事業				
放課後児童健全育成事業		届け出が必要		

3 北広島市の考え方

いずれの基準とも、施設及び事業者はその省令を遵守することで適切な運営を行えることから、省令の内容を基本として制定します。

「従うべき基準」について、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」は、より質の高い保育を確保するため、小規模保育事業と家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業の家庭的保育者における職員については、必要な研修を修了した保育士のみとする上乘せを行います。その他の基準については、省令と異なる基準とするような地域特性が認められないことから、省令どおりの内容とします。

「参酌すべき基準」については、北広島市暴力団の排除の推進に関する条例が制定されたことを受け、施設の設置者はその運営にあたって暴力団員の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有してはならないことを独自の基準として、いずれの基準にも追加します。

#### 4 今後のスケジュール

平成26年7月	パブリックコメント実施
平成26年8月～平成26年12月 (予定)	パブリックコメント意見集約・反映・公表 市議会・各種審議会での審議 条例制定・改正
平成27年4月1日(予定)	条例施行

#### 5 参考資料

- (1) (仮称)北広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 主な内容
- (2) (仮称)北広島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 主な内容
- (3) (仮称)北広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 主な内容
- (4) 各省令
  - 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)
  - 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第61号)
  - 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号)

#### 6 担当

北広島市保健福祉部児童家庭課(内線801)